

議案第42号

前橋市営住宅管理条例の改正について

令和2年3月3日提出

前橋市長 山本 龍

前橋市営住宅管理条例の一部を改正する条例

前橋市営住宅管理条例（平成9年前橋市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号を次のように改める。

(1) 請書を提出すること。

第13条第3項中「許可した」を「許可された」に改め、同条第4項を削り、同条第5項中「第2項又は前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第23条中第4項を第5項とし、同条第3項ただし書中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第43条第3項中「年5分」を「法定利率」に改める。

第59条第3項を次のように改める。

3 第23条第3項から第5項までの規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、これらの規定中「敷金」とあるのは「保証金」と、同条第3項及び第4項中「入居者」とあるのは「使用者」と、同項中「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。